

## 相模原市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で提供する学校給食に係る物資の調達について、その品質を保持したうえで、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資の納入業者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「給食用物資」とは、相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則(相模原市規則)第3条で規定される相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において使用する学校給食用の食材をいう。

### (登録区分及び取扱物資)

第3条 登録の区分は学校別物資登録区分及び共通物資登録区分とし、各区分において取り扱う給食用物資は、別表第1のとおりとする。

2 登録は、複数の区分を選択することができるものとする。

### (配送地域区分)

第4条 給食用物資を配送する地域区分は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、共通物資登録区分に係る給食用物資については、原則として、市内全域へ配送するものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日から2年間とする。

### (登録の申請)

第6条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相模原市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長が別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。ただし、相模原市競争入札参加名簿に登録する申請者は、前年度の地方税を完納している証明書及び誓約書(様式第2号)の提出を省略できる。

(1) 前年度の地方税を完納している証明書（別表第3参照）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可を要する申請者については、営業許可証の写しと食品衛生監視票の写し

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条第1項に基づく届出を要する申請者については、営業届出の写し。

(4) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長が必要ないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

### (登録)

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録をするものとする。

2 教育長は、申請者が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、登録をしないものとする。

(1) 前年度の地方税を滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。

(4) 食に関する法律その他の関連法令等を遵守していること。

(5) 食品衛生法第60条及び61条に基づく営業許可の取消処分を過去2年間受けていないこと。

3 教育長は第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）について、相模原市学校給食用物資納入業者登録名簿に記載し、当該名簿を市ホームページにより公表するものとする。

(努力義務)

第8条 登録者は、次の各号を遵守するよう努めるものとする。

(1) 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解すること。

(2) 市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給し、仕入れ又は製造加工能力等を有し、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不足の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。

(3) 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出すること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じること。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、営業を廃止し、若しくは休止したとき又は登録を廃止しようとするときは、相模原市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第3号）に必要書類を添えて、速やかに教育長に提出するものとする。

(登録の取り消し等)

第10条 教育長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項に規定する登録の基準に適合していないと認められる場合

(2) 著しく品質の劣る給食用物資を納入した場合

(3) 登録に係る営業を廃止した場合

(4) 登録の廃止を届け出た場合

(5) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合

(6) 虚偽の申請又は届出をした場合

(7) 衛生状況に係る検査及び指導に応じなかった場合

(8) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

2 教育長は、登録者が、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に該当した場合は、同要綱に準じた措置を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

2 この要綱の規定による登録に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

登録区分		代表的な取扱物資例
学校別物資登録区分	A(肉)	精肉、ハム、ソーセージ、ベーコン、鶏ガラパック等
	B(魚介)	魚(切り身、開き、角切、筒切等)、えび、いか、たこ、魚介練り製品等
	C(卵)	鶏卵、液卵等
	D(豆腐)	豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき等
	E(こんにゃく)	こんにゃく、しらたき等
	F(冷凍食品)	冷凍野菜、冷凍麺類、冷凍フルーツ等
	G(乾物・缶詰・レトルト)	粉類、小麦粉製品、油、トマト加工品、春雨、ごま、缶詰、レトルト、豆類、削り節、煮干し、紙カップ等
	H(冷蔵品)	乳製品類、藻類、生麺等
	I(個袋)	ジャム、ナッツ、型抜きチーズ等
	J(調味料)	共通物資以外の調味料
	K(デザート)	ヨーグルト、ジュース、ゼリー等
	L(野菜)	にんじん、玉ねぎ、小松菜、いも類、きのこ類等
	M(果物)	柑橘類、すいか、メロン等
	N(基幹物資)	市販パン
共通物資登録区分	f(冷凍食品)	星型ハンバーグ等
	g(乾物・缶詰・レトルト)	粉類、小麦粉製品、油、トマト加工品、春雨、ごま、缶詰、レトルト、豆類、削り節、煮干し、紙カップ等
	h(冷蔵品)	バター、マーガリン、チーズ類、果汁等
	i(個袋)	ジャム、ナッツ、型抜きチーズ等
	j(調味料)	砂糖類、スパイス類
	k(デザート)	はやぶさゼリー等
	n(基幹物資)	パン、米飯、飲用牛乳

別表第2 (第4条関係)

配送地域区分	配送先(特定の学校のみ配送も可能)
市内全域	すべての相模原市立小学校(単独調理校のみ)及び学校給食センター
藤野地区(2)	藤野小・藤野南小
緑区(10)	当麻田小・宮上小・二本松小・橋本小・旭小・九沢小・相原小・大沢小・大島小・作の口小

中央区（19）	新宿小・清新小・小山小・向陽小・田名小・田名北小・星が丘小・大野北小・上溝小・淵野辺小・青葉小・陽光台小・中央小・弥栄小・横山小・富士見小・淵野辺東小・上溝南小・光が丘小
南区（23）	若松小・谷口小・若草小・新磯小・緑台小・麻溝小・東林小・くぬぎ台小・鹿島台小・上鶴間小・鶴の台小・相模台小・夢の丘小・相武台小・大沼小・桜台小・鶴園小・南大野小・もえぎ台小・谷口台小・大野小・双葉小・大野台中央小
給食センター （3）※1	上溝学校給食センター、城山学校給食センター、津久井学校給食センター

※1 学校給食センターは、学校給食センター単位での登録を行うもの。各対象校は以下のとおり

上溝学校給食センター：共和小・大野台小・並木小

城山学校給食センター：川尻小・湘南小・広陵小・広田小・桂北小・千木良小・内郷小・相模丘中・中沢中

津久井学校給食センター：中野小・根小屋小・串川小・津久井中央小・中野中・串川中・青和学園・鳥屋学園(令和4年度までは鳥屋小・鳥屋中)

別表第3（第6条関係）申請に必要な証明書の税目一覧

所轄税官公庁 (発行所)		都・県税事務所			市役所		
業者区分	税目区分	法 人 事 業 税	法 人 都 ・ 県 民 税	個 人 事 業 税	法 人 市 民 税	市 都 県 民 税	固 定 資 産 税
	市内業者	法 人	○	○		○	
個 人				○		○	○
市外業者	法 人	○	○		○		○
	個 人			○		○	○
市内の支店 営業所業者	法 人	○	○		○		○
	個 人			○		○	○
市外の支店	法 人	○	○		○		○

営業所業者	個人			○		○	○
-------	----	--	--	---	--	---	---

※ 市内、市外の営業所業者で、新設のため証明書が取れない場合は、本社又は前営業所の分を提出する。

※ 過去全ての地方税を完納している証明書でも、前年度の地方税を完納している証明書として代用可能。